

インクカートリッジ事件について 各審比較

	物	方法
地裁	国内消尽○ 国際消尽○	国内消尽○ 国際消尽○
高裁	物の生産等 2③-1× ※外国生産を問わず	使用 2③-2×、生産物譲渡等同一-3×
最高裁	同上。ただし、高裁では第1類型○第2類型×。最高裁では両類型とも×。原審結論正当、論旨不採用。	判断無し

○：消尽

×：消尽してない。差止等可。

地裁判断：生産方法に消尽はあり得ないと言い切っていることから、あまり知財に明るくない裁判官か。

高裁判断：技術論に傾きすぎ。

最高裁判断：スマート。

非消尽要件：

特許権者等が我が国又は外国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされること
それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められること。

原告対策

- ①充填後に同一性を欠くような構造にする。
- ②生産方法発明の不完全利用の主張ができないようなクレーム。イ号生産方法について今回は争っていない。
- ③詰め替え特許を取得し、クロスを取られないようにする。

被告対策

- ④同一性を欠かないようにする。
- ⑤生産方法発明の不完全利用の主張。
- ⑥詰め替え特許を取得し、クロスを取る。

以上

平成19年11月19日

霞が関国際特許事務所

堀 城之